

大阪市立駐車場経営戦略検討調査業務委託に係る  
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

大阪市立駐車場経営戦略検討調査業務委託  
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所大阪本社

3 公募期間

令和7年6月17日(火)～7月7日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
飯田 匡	関西学院大学 准教授
吉田 長裕	大阪公立大学 准教授
善波 敬之	善波公認会計士事務所

(2)選定委員会の開催日

1回目:令和7年4月23日(水)

2回目:令和7年8月26日(火)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく、「鋼構造及びコンクリート部門」「都市及び地方計画部門」「施工計画、施工設備及び積算部門」のすべてに登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示すいずれかまたは両方の規定業務について、元請けとして業務実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること) 【規定業務】 1.官公庁等発注(※2)の土木施設の維持管理計画の実績 2.官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-2を審査する
管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者)と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」「建設-都市及び地方計画」「建設-施工計画、施工設備及び積算」のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(登録部門:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示すいずれかまたは両方の規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1.官公庁等発注(※2)の土木施設の維持管理計画の実績 2.官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務では照査技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」「建設-都市及び地方計画」「建設-施工計画、施工設備及び積算」のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(登録部門:「鋼構造及びコンクリート」「都市及び地方計画」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか)の資格を有し、登録を受けている者。
配置予定技術者の経験及び能力	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示すいずれかまたは両方の規定業務について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1.官公庁等発注(※2)の土木施設の維持管理計画の実績 2.官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-5を審査する
	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	本業務では担当技術者を配置することとし、次の条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること 平成27年度以降に、次に示す規定業務について、元請け(共同企業体の場合は代表者または構成員)の技術者として従事した実績を有していること。 【規定業務】 官公庁等発注(※2)の維持管理計画の実績	様式-4を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	

担当技術者2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	本業務では担当技術者を配置することとし、次の条件を満たすこと。また受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること 平成27年度以降に、次に示す規定業務について、元請け(共同企業体の場合は代表者または構成員)の技術者として従事した実績を有していること。 【規定業務】 官公庁等発注(※2)の経営戦略業務の実績	様式-4を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	
業務実施体制		その他留意事項	本業務では、担当技術者を維持管理計画見直しで1名、経営戦略の見直しで1名の計2名配置とするが、担当技術者の人数は、少なくとも2名以上配置することを想定しているものであり、3名以上の技術者の配置を妨げるものではない。 なお、3人目以降の担当技術者の経験・能力は問わない。ただし受注者(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員)と直接雇用関係を有していること。	
		業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における印刷、議事録の作成などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式-3を審査する

※1:過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。

※2:地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者を含む。

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑯の各項目毎に、次のように点数を計算して

120点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点

テ ー マ 定 1	内容	【維持管理計画の見直しについて】 経営戦略の中間見直しに際し、直近の点検結果を反映した維持管理計画の見直しを行うこととしており、令和9年～令和32年度までに必要な大規模改修を考慮した概算修繕額を把握し、維持管理計画の見直しをする必要がある。 そこで、維持管理計画の見直しを進めていくうえでの課題や着眼点を挙げ、その見直しについて検討及び実施プロセスについて述べること。
テ ー マ 定 2	内容	【経営戦略の見直しについて】 経営戦略については、社会経済情勢等の状況を十分に踏まえて見直しを行うこととしており、現状の経営状態を分析し、長期的な収入見通しの整理を行い、適切な維持管理の遂行、利用者の利便性向上、経営の合理化などの視点を踏まえ長期的な収支見込を検討する必要がある。 そこで、経営戦略の見直しを進めていくうえでの課題や着眼点を挙げ、その見直しの検討及び実施プロセスについて述べること。

(評価シート及び評価例)

評価項目	評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考		
		項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別			
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	22.0	①		
		専任性(他業務との兼任状況)		5	B	5×3/5				3.0	②	
	照査 技術者 担当 技術者1 担当 技術者2	過去10年間の規定業務の実績	25	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	22.0	③	
		専任性(他業務との兼任状況)		5	A	5×5/5	5.0				5.0	④
		専任性(他業務との兼任状況)		5	A'	5×4/5	4.0				4.0	⑤
工 程 表 ・ そ の 他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	35	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0	29.0	⑥	
		業務 実施手順 (フロー、 工程表)		実施手順の妥当性	5	B	5×3/5				3.0	13.0
	業務量把握、人員体制の妥当性			10	A	10×5/5	10.0				10.0	⑧
	その他	重要事項の指摘(特定テーマに対する技術提案の内容を除く)		10	10	B	10×3/5				6.0	6.0
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特 定 テ ー マ 1	的確性	30	10	A	5×5/5	10.0	24.0	54.0	⑩		
				キーワードの網羅	10	B'				5×2/5	4.0	⑪
		実現性		10	A	10×5/5				10.0	⑫	
	特 定 テ ー マ 2	的確性	課題の理解度	60	5	A	5×5/5	5.0	30.0	54.0	⑬	
					キーワードの網羅	5	A				5×5/5	5.0
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか		10	A	10×5/5				10.0	⑮
			経営戦略の見直しに寄与する独自の効果的な提案があるか		10	A	10×5/5				10.0	⑯
		独創性	経営戦略の見直しに寄与する独自の効果的な提案があるか		10	A	10×5/5				10.0	⑯
合計(120点満点)		120.0			105.0							

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績 管理技術者が規定業務すべての実績を有している	-	-	-	管理技術者が規定業務のうち1つの実績を有している	①
	管理技術者	専任性	他業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	-	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	②
	照査技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績 照査技術者が規定業務すべての実績を有している	-	-	-	照査技術者が規定業務のうち1つの実績を有している	③
	担当技術者1	専任性	他業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	-	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	④
	担当技術者2	専任性	他業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	-	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満	⑤

## (iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施工程方針表・実施のフロー・	業務の理解度	目的、内容の理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	目的、内容の理解が十分とは言えない。	⑥	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、非常に実効性のある工程である。	—	業務の実施手順が妥当である。	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、 人員体制の妥当性	業務量の把握が優れており、必要とする各専門分野（土木施設、建築施設、機械設備、電気設備）すべてを補う体制を整え、且つ、不測の事態にも対応できる人員体制である。	業務量の把握が優れており、必要とする各専門分野（土木施設、建築施設、機械設備、電気設備）すべてを補う体制を整えている。又は、不測の事態にも対応できる人員体制である。	業務量に応じた人員体制である。	—	業務量の把握、人員体制が不十分である。	⑧
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、効果的な方策が提案されている。	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある。	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘はない。	⑨
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑪
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	提案内容に具体性及び説得力があり、実現性に対する理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がない。	⑫
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑭
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	提案内容に具体性及び説得力があり、実現性に対する理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がない。	⑮
	独創性	経営戦略の見直しに寄与する独自の効果的な提案があるか	独自の効果的で説得力がある提案が3つ以上ある。	独自の効果的で説得力がある提案が2つある。	独自の効果的で説得力がある提案が1つある。	—	効果的な提案が見られない。	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)  
株式会社建設技術研究所 大阪本社

(5) 審査の結果(合計点の高い順)

(1) 配置予定技術者に関する評価

評価項目		評価の着目点	A社	
			評価	点数
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	C	0
		専任性(他業務との兼任状況)	A	5
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	C	0
	担当技術者1	専任性(他業務との兼任状況)	A	5
	担当技術者2	専任性(他業務との兼任状況)	A	5
	合計(25点満点)			15.0

(2) 技術提案書に関する評価

実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	B	6	
	業務実施手順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性	A	5	
		業務量把握、人員体制の妥当性	A	10	
	その他	重要事項の指摘(特定テーマに対する技術提案の内容を除く)	B	6	
特定テーマ に対する 技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	10
		キーワードの網羅	B	6	
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	6	
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5
			キーワードの網羅	B	3
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	6
		独自性	経営戦略の見直しに寄与する独自の効果的な提案があるか	B	6
	合計(95点満点)			69.0	